

【居宅介護支援重要事項説明書】

(令和 年 月 日付)

1 事業者

事業者の名称	生活協同組合・東京高齢協
法人所在地	東京都豊島区南大塚3-43-12 高原ビル4F
法人種別	生活協同組合
代表者氏名	代表理事 福地 久仁子
電話番号	03(5904)9011

2 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係区市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	東京高齢協 のぞみ
所在地	東京都足立区谷中4-13-11 南勢堂ビル1F
介護保険指定番号	東京都1372100154
サービス提供地域	足立区、葛飾区、荒川区
併設事業所	訪問介護事業所
第三者評価の実施の有無	有 ・ (無)
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ (無)

(2) 職員体制

従業員の職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	主任介護支援専門員 社会福祉士、鍼灸按摩師	1名		事業所の運営及び業務全般の管理 居宅介護支援サービス等に係る業務
介護支援専門員	主任介護支援専門員 社会福祉士、鍼灸按摩師	1名		居宅介護支援サービス等に係る業務

(3) 勤務体制

平日（月曜日～金曜日）	9:00～18:00（原則として、土・日、下記休業日を除く） （年末年始：12月29日～1月3日）
緊急連絡先	管理者携帯 080-7159-0986

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	居宅サービス計画ガイドラン方式を使用し、標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加する 東京都等行政主催、地域包括等又は職能団体主催研修、等
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する場合は対応可能

(5) 利用料金及び居宅介護支援費

- ① 要介護認定を受けられた利用者は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

・但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護1, 2は12,380円、要介護3, 4, 5は16,085円の料金をいただき、当方からサービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を当該区の窓口に提出しますと差額の払い戻しが受けられます。

② 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの利用者は無料です。それ以外の地域の利用者は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要になります。

③ 解約料

「請求しない場合」

保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合。

「請求する場合」

契約後、居宅サービス計画中の作成段階途中で解約した場合、1ヶ月相当分を申し受けます。

(6) 金品等の授受の禁止

介護支援専門員やサービス事業者は、利用者又はその家族等から金品や飲食物、その他財産上の利益を受け取ることはできません。一杯のお茶等、社会通念上差しつかえない範囲であれば問題ありませんが、私的な金品の授受によりサービスの中立性に疑義が生じる等の弊害が懸念されるためです。ご理解とご協力のほどお願いいたします。

4 居宅介護支援の目指す理念と方向

- ① 「寝たきりにならない、しない」「元気な高齢者、障害者(児)がもっと元気に」を合言葉にします。
- ② 住み慣れた地域でお互いに支え合い、助け合い「生き生きと希望のある高齢期」を自分自身のことと捉え元気に活動します。
- ③ 「高齢者、障害者(児)の自立」を目指した支援を行い社会参加へのお手伝いをします。

5 ケアマネジメントの公正中立性の確保

特定の介護サービスや事業所に不当な偏りがないように、利用者に対し次の事項について十分な説明を行い、理解を得ることとします。

- ① 前6か月間に作成されたケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスが占める割合が、正当な理由なく、減算対象の割合（80％）を超えないように努める。
- ② 前6か月間に作成されたケアプランにおける、同一事業者によって提供された訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスが占める割合が、正当な理由なく、減算対象の割合（80％）を超えないように努める。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 事業者及びその使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、従業者に、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ③ 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族についても予め文書で同意を得ない限り、当該家族の個人情報を用いませぬ。

7 衛生管理

事業所において感染症の発生、まん延防止に努めます。

8 事故発生時の対応および賠償責任

- ① 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村（保険者）、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置（報告等）を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際し採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- ③ ①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し、区市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

- ④ 当事業所は、サービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- ⑤ 当事業所は、前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はその家族等に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 超ビジネス保険（事業活動包括保険）

9 災害等非常時への対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行います。
- (2) 感染症及び非常災害等発生時における事業継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修を実施します。また、事業継続計画に基づき、訓練を実施します。

10 虐待の防止

- (1) 虐待防止のための指針の整備、また、対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員に周知します。
- (2) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

11 従業員への研修

介護支援専門員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備します。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回
- 三 外部研修 随時
- 四 虐待防止研修 年1回
- 五 業務継続計画研修 年1回
- 六 感染症予防研修 年1回

12 契約の解除

(1) 利用者による解除

ア 利用者は、少なくとも3日前までに事業所に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

イ 事業所が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

- (2) 事業者による解除 事業の実施にあたって、次に掲げる利用者又はそのご家族の著しい不信行為によりサービスの提供を継続することが困難となった際には、期間を定めて改善を求め、期間内に改善がない場合は、その理由を記載した文書を交付の上、サービス提供を中止させていただくことがあります。

ア 暴言・暴力行為及び誹謗中傷等の迷惑行為

イ 事業の運営に支障を及ぼす行為

ウ 危険が予測される行為 エ その他、当該事業所職員及び関係者の心身の状況に支障を及ぼす行為

13 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	東京高齢協 のぞみ
担当者名	管理者 高橋 尚美
電話番号	03-5856-0886 FAX03-5888-6997
対応時間	月～金 9:00～18:00

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております

東京都国民健康保険団体連合会 苦情・相談受付	03-6238-0177
足立区介護保険課事業者指導係	03-3880-5111 (代)
基幹地域包括支援センター	03-6807-2460

14 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

1 5 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、本人または家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

1 6 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヵ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 : 生活協同組合・東京高齢協
所在地 : 豊島区南大塚3-43-12 高原ビル4F
代表者名 : 代表理事 福地 久仁子 印

事業所名 : 東京高齢協 のぞみ 印
所在地 : 足立区谷中4-13-11 南勢堂ビル1F

説明者氏名 : _____ 印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者本人
住所 : _____

氏 名 : _____ 印

代理人 *利用者本人との続柄 _____

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印